

軍転特措法改正を要請

土地連三役

稲嶺恵一知事



野呂田防衛庁長官に軍転特措法見直しを要請する土地連三役



等 3 版
地 合 7 頁
行 用 地 7
軍 主 合 2
連 主 合 2
入 米 2
久 松 2
那 郡 人 話
那 郡 人 話
電 発 電 6
 F A X (098) 863-6270
 (098) 863-0047

主な紙面紹介	
●軍転特措法改正を要請	1面
●借付地算率3.5%	2面
●軍転特措法改正要請書(全文)	3面
●軍用地等所有者意向調査結果	4面
共済資金融資制度 金沢県について 貸出率前年一四% 実行 年二九%	
平成十一年八月より 実施日 (詳しくは市町村地主会 窓口でおたずね下さい)	

土地連の意向尊重

給付期間の延長等6項目

稲嶺恵一知事は八月十九日に東京、十九日から二十日にかけて内閣官房長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官ら政府関係者や県選出国会議員を訪ね、「駐留軍用地の利用の円滑な推進に関する要望書」を提出。沖縄県として初めての正式要請となり、土地連の意向を最大限受け入れた要請内容となっている。

地主に新たな不安と重荷

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法に関する法律(軍転特措法)は、平成七年六月十日に施行された。その適用第一号となった恩納通信所においては、施設内の汚水処理槽の汚泥から、PCB等の有害物質が検出されたため、給付金の支給が所定より遅延し、地主に新たな不安と重荷を負うことになった。

幅に運れることとなり、同法の問題点が指摘された。また、沖縄県における軍用地は、過去において幾多の基地返還を経験したの度に辛酸をなめたが、SACO(駐留軍用地跡地利用促進法)の施行により、地主は新たな不安と重荷を負うことになった。事象を重視した土地連は、基地返還に関する関係地主の不安・動揺等を払拭し、軍転特措法を改正し、基地返還の円滑な推進を図ることを求め、土地連の意向を最大限受け入れた要請内容となっている。

現行法は地主に不利益

来年の通常国会で法改正を

喜屋武茂会長ら土地連三役は六月十五日東京、滞在中の十七日までの間、官邸、防衛庁、防衛施設庁、沖縄開発庁及び自民党沖縄特別調査会役員等を訪ね、「軍転特措法の見直しを要請」二〇〇二年六月までの時限立法である同法の見直しについて、来年の通常国会までに法改正してもらいたい」と強く訴えた。要請行動には、県選出の仲村正治、嘉数知賢、下地幹郎の三派議員が同行し、自民党は同法の見直しについて、沖縄県総合振興対策特別調査会で、本格的な議論を始めたとの考えを示した。

四項目の法改正を

今回の稲嶺恵一知事要請の内容は、「軍転特措法の改正」と、「駐留軍用地跡地利用促進法」の二本柱からなる六項目に及んでいる。特に法改正では、土地連が注目していた「環境浄化処理物の確認調査、不発弾撤去、建物物の撤去と特別管理期間」の国の行う措置を、返還実施計画で明示すること、「給付金の支給にあたって、期間を七年に延長すること、特別管理費控除を行わないこと、限度額を設けないこと」等が明記され高く評価されている。

普天間飛行場 県内移設促進を

七月十九日午前、喜屋武茂会長、金城重正副会長が県の比嘉茂政出納長に「普天間飛行場返還促進に関する要請」について、を手交し、返還軍用地の跡地利用促進に不可欠な軍転特措法の改正など、制度全般の整備を要請した。普天間飛行場に関するSACO最終報告によって、「今後五乃至七年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能な状態に整備すること」が決定され、普天間飛行場を返還するに、普天間飛行場相互に協力して実施する、ということになっていないことを強く指摘した。しかし、SACO最終報告から三年半、地主の不安除去に必要な跡地利用計画に関

普天間飛行場返還促進に関する要請について

平成八年十二月二日のSACO最終報告より、普天間飛行場(約四八ヘクタール)は、沖縄本島の海岸線の建設を追求し、今後五乃至七年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能なことと後述すること、具体的な計画の措置がとりまめられた。同時に日本国政府及び米軍政府は、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続することの強い決意を表明した。その措置は、日米安全保障条約及び関連取極めの下におけるそれぞれの義務と、おける米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、返還に共同の努力を継続することである。この問題解決の遅滞は那覇軍港の二の舞となることを憂慮する。政治は、国家の安全を大前提とした国民・県民の福祉にある。基地経済からの脱却を図り経済の自立がなければ、沖縄経済(第二十一世紀プラン)の完結は望めない。よって、沖縄軍用地等が

還跡地利用の整備、開発による沖縄県経済振興に貢献できるものとして高く評価されているものがある。普天間飛行場周辺の学校や人家の密集地においては、常に軍用機の騒音に悩まされ、航空機事故に対する不安等で市民生活が脅かされていることを改めて重視し、沖縄県が理想と現実をつなぐ懸け橋となり早急な解決策を講ずるべきである。その問題解決の遅滞は那覇軍港の二の舞となることを憂慮する。政治は、国家の安全を大前提とした国民・県民の福祉にある。基地経済からの脱却を図り経済の自立がなければ、沖縄経済(第二十一世紀プラン)の完結は望めない。よって、沖縄軍用地等が

文化財関係等の事前調査や環境調査の実施と、その責任の所在を明確にし、国の責任において除き、その責任をすべて除いたあと、土地所有者が「当該地の引き渡しを受けた日」を「返還日」とすること。 (二)跡地利用への国の支援について。 軍用地跡地の利用促進のための行政上の措置と法整備に関すること。 以上

する有効な案が見えてこない」と地主の動揺を助長している。米軍恩納通信所跡地の「二の舞」はゴメンである。政府が負うべき責任、県が負うべき責任を明確にし、地主及び県民を納得させる限り、軍用地主等の理解と協力が得られないことを関係者は承知すべきである。

「サミットにリンクせず」 「サミットまでには解決したい」と、相次ぐ米国関係者の発言で、サミットを利用した沖縄に対する圧力だと指摘する声がある。しかしアメリカでは、大統領選挙が来秋行われるという政治情勢があるということも重視しその発言主旨を判断すべきである。

防衛庁予算概算要求

3.5%増の821億円

沖縄借料を最重視

大蔵省は八月三十一日、平成十二年度一般会計予算の概算要求を締め切った。一般会計の要求総額は前年度当初予算比一・一パーセント増の八十三兆五千四百億円で、このうち公共事業・社会保健などに充てる政策経費は四兆七千六百億円で、今年度当初予算に比し二・六パーセントの増となる。注目の防衛関係予算は、防衛庁の概算要求は前年度当初予算比三・五パーセント増の八十二億一千九百四十万円で、このうち防衛費は八十二億一千九百四十万円、防衛費以外の防衛関係費は約八億二千五百万円となる。



野呂田防衛長官に軍用地等賃借料の増額措置を要請する喜屋武会長ら要請団一行

要求は五・〇%増

五月二十八日開かれた第六十一回定期総会で、平成十二年度軍用地等賃借料の増額措置要求額が対前年度比五・〇%増の八百三十四億三千万円と決定した。

要請額貫徹

七月二十日から二十一日までの三日間、喜屋武会長を団長に役員で構成した十五人の要請団は、衆議国会議員、防衛施設庁、防衛庁、官廳等を訪ね、平成十二年度軍用地

借料概算要求に全力

八月六日、北原那覇防衛施設局長が土地連事務局を訪れ、喜屋武会長ら二役に対し、借料概算要求に全力を尽くすよう要請した。八月十三日午後八時四十分、官邸前から宿泊先のホテルまで、関係市町村等地域の理解と協力の下、移設候補地の選定作業を踏まえ早期返還を進捗する旨に、返還除地利用方針の策定に向けて調査検討を行う。

三・五%の感觸

八月十三日午後八時四十分、官邸前から宿泊先のホテルまで、関係市町村等地域の理解と協力の下、移設候補地の選定作業を踏まえ早期返還を進捗する旨に、返還除地利用方針の策定に向けて調査検討を行う。

米軍基地問題 現実的対応

来年度県重点施策

沖縄県は八月十七日、平成十二年度重点施策の基本方針を明らかにした。米軍基地問題の現実的対応を、県民の生活環境の保全、経済振興等を軸とした総合的な視点に立って現実的に対応していくとしている。県民が、夢と希望を持つ喜びを、県政運営に当たるとして、

- 第一に、経済の振興に取り組む。
- 第二に、米軍基地問題の解決促進に向けて取り組む。
- 第三に、住み良い沖縄の創造に向けて取り組む。
- 第四に、新たな沖縄振興計画の策定に向けて取り組む。
- 第五に、行政改革に取り組む。
- 第六に、九州・沖縄サミットの成功に向けて取り組む。
- 第七に、平和と活力に満ちた沖縄を実現するため、平成

算の確保に努力してまいりたい」ということで、関係省庁の態度は始終、貫徹し、もろのあった。東京行動を終えた要請団は七月二十日に帰郷の途に上ったが、喜屋武会長ら二役は、運輸省大阪航空局を訪ね、借料概算要求に全力を尽くすよう要請した。

内閣 官邸とも連携をとりながら、沖縄基地の現状を考慮し、特別に配慮するということを検討する。しかし、前年度の返還率の回復を得るには至らなかった。八月十四日からの参りに伴い、各省庁には一斉に夏休みに入るということに二役からは、端緒池、八月二十二日改めて上京し、官邸の直接交渉による賃借料増額措置を強く訴えた。

八月十六日臨時総会が閉かれ、病氣療養を理由に辞任した新監事に照屋氏

八月十六日臨時総会が開かれ、病氣療養を理由に辞任した新監事に照屋氏

八月十六日臨時総会が開かれ、病氣療養を理由に辞任した新監事に照屋氏

沖縄特別調査会で議論

重転特措法 改正問題 自民党本部が回答

九月七日、自由民主党沖縄県本部連合会会長、重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。

重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。

重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。重転特措法の改正問題について、自民党本部が回答した。

1. 「沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の改正について促進のための措置について
 (1) 返還実施計画で定める事項の追加
 駐留軍用地に支障がないよう、環境汚染処理の確認調査、発掘調査、建物の撤去を特別管理期間中に完了することを明記し、「返還実施計画」で明示しておくこと、特段の御配慮を要しない。

2. 特別管理費
 今後、所有者への引渡後に環境汚染等の発覚がないよう、事前の対策を徹底して措置するようお願い申し上げます。引渡後の利用が円滑に行われるよう、返還実施計画において環境浄化処理の確認調査、発掘調査、建物の撤去などに関する措置を定め、実施していただくようお願いいたします。

要望
 (2) 給付金支給要件の改正

駐留軍用地の返還にあたり、所有者へ不安を抱かせないよう、また、計画的な跡地利用を図れるよう、給付金の支給にあたり、期間を七年に延長すること、特別管理費控除を行わないこと、限度額を設けないことについて所要の措置が講ぜられるよう、特段の御配慮を要いたします。

過去の駐留軍用地返還跡地における地区画整理事業の事例では、返還から事業完了まで平均十四年三月と長期間を要していることから、現行の支給期間（三年間）では、跡地を利用収益でまかなえないなど、地主の生活補償がなされない状況になり、地主に返還の不安を抱かされています。

推進体制の整備や行政上の措置により円滑な返還が実現するよう、早期に事業に着手していただける平均的な期間である七年をベースに、

跡地の規模や文化財調査等の期間を勘案した給付金の支給期間の延長跡地利用を促進するものであります。また、特別管理費が支拂われていない場合は、その給付金が減額されて支給され、但し、「特別管理費」は返還後の物件の除去等当該地の利用不能期間に補償であり、現行の制度は「特別管理費」長期に実施されない場合も必ずすることとなります。そのほか、給付金は所有権等について年間一千万円を限度として支給されることになっていますが、継続的に

跡地の規模や文化財調査等の期間を勘案した給付金の支給期間の延長跡地利用を促進するものであります。また、特別管理費が支拂われていない場合は、その給付金が減額されて支給され、但し、「特別管理費」は返還後の物件の除去等当該地の利用不能期間に補償であり、現行の制度は「特別管理費」長期に実施されない場合も必ずすることとなります。そのほか、給付金は所有権等について年間一千万円を限度として支給されることになっていますが、継続的に

大規模な駐留軍用地の返還がなされること、合算した額が限度額対象とすることから、限度額を超える事例が多く発生し、地主の所得や、とりわけ関係市町村等の財政に大きな影響が生じます。

つきましては、駐留軍用地返還特別措置法の第五条に規定する「駐留軍用地の返還に際しての見通しの通知」がなされる時点で、事業にかかわる調査及び測量のめあてを措置していただくようお願いいたします。

国土庁の「有価財産の活用」に規定する制限にかかわらず、無償貸付がなされ、かつ、無償貸付がなされる措置が講ぜられるよう、特段の御配慮を要いたします。

駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書（全文）

平成十一年八月 沖繩県県民

無の状態に返還されることが予想され、周辺地域において五十年の年月をかけて公共施設が整備されてきた際、駐留軍用地跡地周辺地域に比べて公共施設整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

本県の駐留軍基地の増設が第二次世界戦後の本県統計の大きな要因であり、跡地の駐留軍用地に関する特殊事情を考慮し、駐留軍用地跡地における公共施設整備については、基地の提供者である

である国の責任において特別な措置を講ずる必要があります。本県は、狭小地に全国の米軍専用施設約七十五パーセントを占める広大な米軍基地が存在しています。この広大な基地の存在は、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、本県の振興開発と関係する重要な課題として認識されています。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

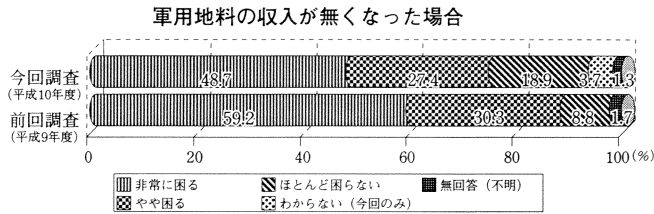
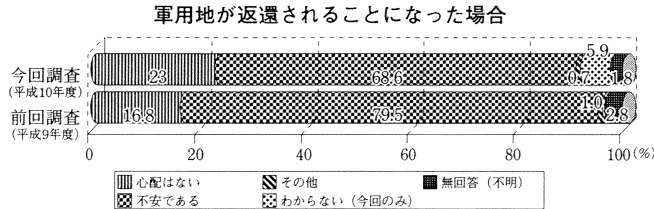
つきましては、基地の利用から跡地整備事業の円滑な推進を図る観点から、駐留軍用地跡地に関する措置を、平成十一年に制定された「駐留軍用地返還特別措置法」に定め、かつ、国法により跡地利用のために、同法により跡地利用の計画や市町村の総合整備計画を策定することができるとなっていますが、計画に基づき整備が滞ることになり、駐留軍用地跡地の地主が跡地利用に当たらざるに、大きなハンデを負うことと懸念されます。

県の軍用地主意向調査

補償問題を適切に

8割が給付期間短い

沖縄県は八月十日、「沖縄県駐留軍用地等地権者意向調査」の結果を発表した。今回の調査は平成九年(99年度)「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告で返還合意された十施設のうち八施設中、一部調査であったキャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、牧港補給地区を含む二十施設(総地権者数一万四千九百六十六人)について調査を実施したものである。沖縄県の基地問題解決「これら」に活かされるよう期待し、主要項目の回答状況をまとめ報告する(以下)。



調査の目的
本調査報告書は、沖縄県内のに所在する米軍基地の地権者の生活実態及び跡地利用に関する意向等を把握し、軍用地の跡地利用を促進するための基礎的資料を資することを目的とするものである。

調査対象施設
北部訓練場、奥間レスト・センター、伊江島補助飛行場、キャンプ・シユワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、金武レド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、嘉手納弾薬庫地区、天願橋

調査方法
アンケート調査の実施にあたっては、属化三段階として抽出により、「沖縄県軍用地等地主会連合会(国頭村地主会、宜野座村地主会、名護市地主会、金武町地主会、恩納村地主会、伊江村地主会、石川市地主会、具志川市地主会、沖縄市地主会、勝連町地主会、読谷村地主会、嘉手納町地主会、北谷町地主会、北中城村地主会、宜野湾市地主会、浦添市地主会、那覇市地主会)の会員名簿より調査統計の手法上、解析有効である七十三人を無作為抽出した後、調査員が個別訪問を行う直接面談による聞き取り方式で実施した。

調査対象者
北部訓練場、奥間レスト・センター、伊江島補助飛行場、キャンプ・シユワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、金武レド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、嘉手納弾薬庫地区、天願橋

有効回答数
八三・三%

回収率
六八・八%

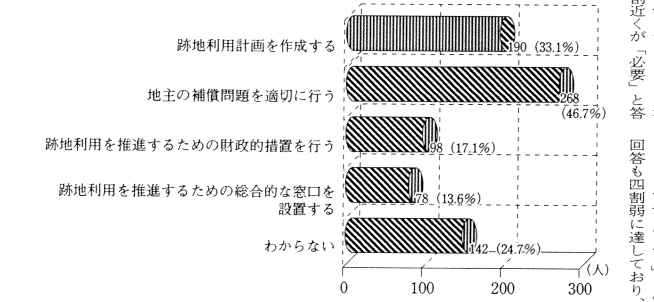
回収期間
三月十五日

調査方法
面談によるアンケート調査

回収率
六一・四人

跡地利用のため優先して取り組むべきこと

回答件数：776件 回答者数：574人 無回答者数：40人



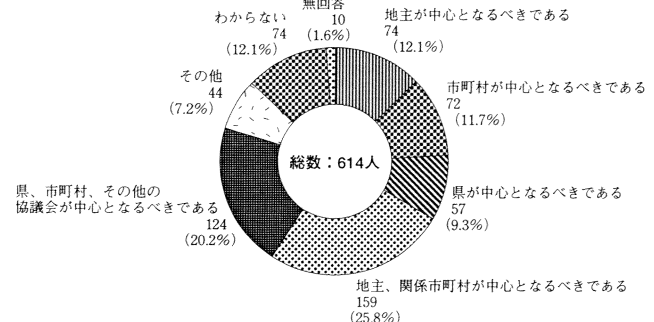
「所有」の両方を合わせると持家率は約九割以上に達し、住宅の所有状況は極めて良好であるという結果が出ている。しかしながら、軍用地料の使途は、そのほとんどが「生活費」に充てられており、また、年齢階層が高くなるにつれて、生活収入を軍用地料に依拠する傾向が高くなっている。

(1) 返還後の跡地利用
跡地利用のために優先して取り組むべき課題としては、「地主の補償問題を適切に扱うこと」に次いで、「跡地利用計画を作成する」が多数を占めている。

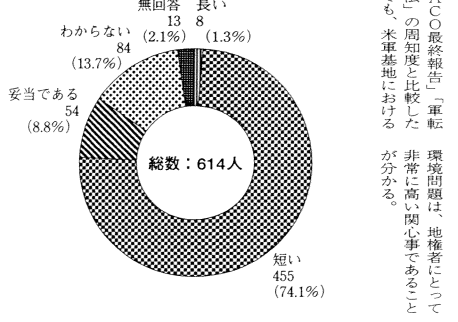
また、返還前の跡地利用計画の必要性については、回答者の八割近くが「必要」と答えている。

また、「国・県・市町村が基地内に立ち入り調査ができるようにすべきである」との回答も四割弱に達しており、

跡地利用計画策定の主体



軍転特措法の給付金支給期間について



環境問題は、地権者にとって非常に高い関心事であることが分かる。